

# 藤沢市移動円滑化基本構想に基づく 道路特定事業計画書（抜粋）

湘南台駅周辺地区

平成 16 年 2 月

神奈川県藤沢土木事務所  
藤 沢 市

# 目 次

1. 計画の位置づけ .....	1
1.1 計画の位置づけ .....	1
1.2 道路特定事業計画立案への基本的視点 .....	2
2. 整備方針 .....	7
2.1 整備方針 .....	7
3. 事業計画 .....	8

# 1. 計画の位置づけ

## 1.1 計画の位置づけ

藤沢市では、平成13年度に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(通称「交通バリアフリー法」)に対応すべく「藤沢市交通バリアフリー化基本方針」と「藤沢市(藤沢駅周辺地区)移動円滑化基本構想」、「藤沢市(湘南台駅周辺地区)移動円滑化基本構想」の策定を行った。その中では、移動円滑化を実現するために必要な整備内容が示されており、道路管理者としては、基本構想に基づく道路特定事業計画を立案することが責務である。

よって本事業では、上記の背景を受け、道路特定事業計画の骨格となる主要交通施設の基本計画の立案を行った。

また道路特定事業計画を立案するにあたり、「藤沢市道路特定事業計画検討会議」を設立し、行政だけではなく市民参加、当事者参加により決定した。

表 1.1 特定事業の種類

公共交通特定事業	特定旅客施設、特定車両の整備に関するもの
道路特定事業	道路における特定経路の整備に関するもの
交通安全特定事業	信号機等の整備、違法駐車対策等に関するもの
その他の事業	駅前広場、通路の整備、特定旅客施設又は一般交通用施設と一体として利用される駐車場、公園、緑地等の整備に関するもの

関連整備事業を含めて検討する・・・特定経路以外に関連性の強い区間の整備



## 1.2 道路特定事業計画立案への基本的視点

平成 14 年 9 月に公表された「藤沢市交通バリアフリー化基本方針」及び「藤沢市（藤沢駅周辺地区）移動円滑化基本構想」、「藤沢市（湘南台駅周辺地区）移動円滑化基本構想」から『道路特定事業計画立案』に対する与条件の整理を行った。



図 1.1 事業位置図

## 【藤沢市全体における基本的視点】

「藤沢市交通バリアフリー化基本方針」から抜粋

- 6 - 1 藤沢市における移動円滑化の基本方針
- 自由で自立した暮らしを実現できるまちづくり
  - 利用しやすい施設・設備の整備の推進
  - 市民の多様な意見の反映
  - 即効性のあるバリアフリー化
- 6 - 2 藤沢市における交通バリアフリー化の目標
- (3) 道路、駅前広場のバリアフリー化
- 重点整備地区のバリアフリー化を推進する。バリアフリー化を行うにあたっては、高齢者や身障者等が安心して道路を利用できるよう充分配慮する
  - 特に特定経路については、案内や休憩施設（ベンチ等）の整備されたすべてのひとに歩きやすくわかりやすい道とした。
- (4) わかりやすい案内の提供
- 駅を中心に、関係者間で協調した一体的でだれにもわかりやすいサインの提供を行う
- (5) 沿道施設のバリアフリー化
- 旅客施設に接する施設や沿道建築物等のバリアフリー化の促進
- (6) 市民の心のバリアフリー化
- 市民が高齢者や身体障害者に対して理解を深め、移動の手助けや協力を行うことができるように、広報、啓発、教育活動を推進する。
- 7 - (5) 藤沢市における交通バリアフリー整備の進め方
- 道路特定事業計画立案のための代表的な各種整備内容は以下の通りである。これらを各重点整備地区の実状に応じ組み合わせ、総合的に実施する。
- 道路
- 歩道の新設・拡幅、幅の広い歩道整備、自転車道の整備を行う。
  - 電柱、植栽、柵、車止め等の移設・集約による有効幅員の拡大を図る。
  - 看板等の道路占有物の撤去・規制を行う。
  - 駐輪車両の規制・撤去を行う。
  - 歩行者用案内標識の設置を行う。
  - 誘導ブロックの設置、改良を行う。
  - 歩道の切り下げ等の段差の改善、舗装面の改善を図る。
- その他
- 駅周辺における案内計画の策定を行う。
  - 車椅子利用者が優先して使うことのできる駐車場の確保を図る。
  - 施設と一体として利用される駐車場、公園のバリアフリー化を図る。
  - 公共用トイレは障害者だけでなくすべての人に利用しやすい多目的トイレとする。
  - 市民に対する啓発活動を推進する。
  - 職員の教育訓練を図り、当事者への理解を深める。

## 【湘南台駅周辺地区における基本的視点】

「藤沢市（湘南台駅周辺地区）移動円滑化基本構想」から抜粋

### 3 - 2 湘南台駅周辺地区における基本方針

#### (1) 駅での乗り継ぎ客への対応

- 確実な垂直移動施設（エレベータ・エスカレータ等）
- 集中する乗り継ぎ客の円滑な処理（十分な幅員を持つ通路等）
- わかりやすい動線と案内（乗り場案内、視覚障害者誘導施設等）
- まち空間の充実（ホームのトイレ、売店、ベンチ、バス停上屋等）
- 休憩施設（公共空間のトイレ、ベンチ等）

#### (2) 来街者への対応

- わかりやすい動線と案内（出口案内、各施設までの誘導サイン等）
- 安全・確実にアクセスできる通路（歩行者空間の平坦化、十分な幅員、安全な幹線道路）

#### (3) 周辺居住者への対応

- 安全快適な歩行空間（安全な歩行区間の確保、自動車交通の削減、歩行空間の平坦化、安全な幹線道路の横断等）
- 自転車交通への対応（歩行者と自転車の交錯防止等）

### 4 - 3 特に特定事業として検討すべき事業

#### (1) 統一的な歩行者案内システムの構築

湘南台駅周辺地区は鉄道を利用した来街者が多い地区であるが、点在する施設に対しての案内が不足している状態である。特定経路を中心として行き先がわかりやすい案内システムを構築し、来街者の利便性を向上させることが移動円滑化の基礎として必要である。

なお、湘南台駅の改築に際して自由通路などで統一的なサイン計画がなされており、これを基礎にまち全体の案内システムを構築することも検討すべきである。

#### (3) 駅空間における休憩機能の整備

湘南台は藤沢市北部のターミナルとして多くの来街者が訪れるまちである。そのため、湘南台駅での待ち合わせ、時間調整などを含む休憩需要は高い。各路線の改札口が集中している地下自由通路では、東西地下広場を兼ねており広い空間が形成されているが、休憩のためのベンチ等の整備がなく、待ち空間として相応しい機能に欠けている。地下自由通路の空間は広大なスペースであるが、シンボル性の高い目標物もないため、休憩施設と情報提供施設を組み合わせるシンボル性の高い施設を整備することも考慮すべきである。なお、その際、自由通路は公共空間内であるため、治安上の問題等に十分配慮することが必要である。

#### (4) 国道 467 号横断の利便性向上

湘南台地区は、湘南台文化センター、湘南台公園、藤沢市総合市民図書館など地区の東側に多くの施設がある。湘南台駅からこれら施設に向かうルートでは、国道 467 号を横断する部分が生じる。国道 467 号は藤沢市を縦貫する幹線道路であり、平成 11 年度に実施された道路交通センサスによると 25,000 台 / 日の交通量がある。そのため、交差点では横断側の信号が短いことなど当該路線の横断は安全性、快適性の面から大きな障害となっている。

現在、円行東大通り線（東口大通り）との交差点部に湘南台公園前横断歩道橋が設置されているが、スロープの勾配や幅員など構造上の問題を抱えており、その改築が一方策であろうし、移動需要が多い横断歩道の信号時間の調整など多様な選択肢から横断利便性向上策を検討すべきである。

#### (5) 自転車専用レーンの設置検討を含む自転車対策

本地区は地形的に平坦であること、住宅地が徒歩圏でも比較的遠い部分に多いことから自転車利用が盛んである。そのために、自転車と歩行者の交錯、放置自転車など自転車に関する問題が多い地区である。東西駅前通りは十分な歩行空間が確保されており、自転車通行帯を指定している部分もあるが、十分な問題解決には至っていない。自転車の利便性を十分享受するとともに誰もが安心して歩ける空間として整備を考えた場合、自転車と歩行者の物理的な分離可能性について十分な検討が必要である。併せて自転車利用経路のネットワーク化が必要であり、道路空間利用の再構築（一方通行化による自転車通行空間の創出等）を含めた幅広い検討が必要である。

さらに、放置自転車については、移動円滑化の妨げになるケースが多く、自転車放置禁止区域の運用方法等の管理手法について検討を進めるべきである。

#### (6) 定期的な利用者点検の実施

湘南台駅及び駅前広場周辺については、近年改築されたこともあり、施設面でのバリアフリー化は充実したものとなっている。整備課題にも述べたとおり、施設の維持管理による使いやすい状態の維持、利用者の声を反映したさらに使いやすい施設としての改善などが課題といえる。

この課題に対しては、現在の施設を有効活用するとともに機能を維持する観点から、利用者による点検を定期的実施し、日常的に問題解決を図る体制が重要である。関連事業者のこのような努力が利用者の満足度向上につながり、心ないいたずらや機能低下を防ぐ対策として有効であることを十分考慮すべきである。

「藤沢市（湘南台駅周辺地区）移動円滑化基本構想」に示された特定経路

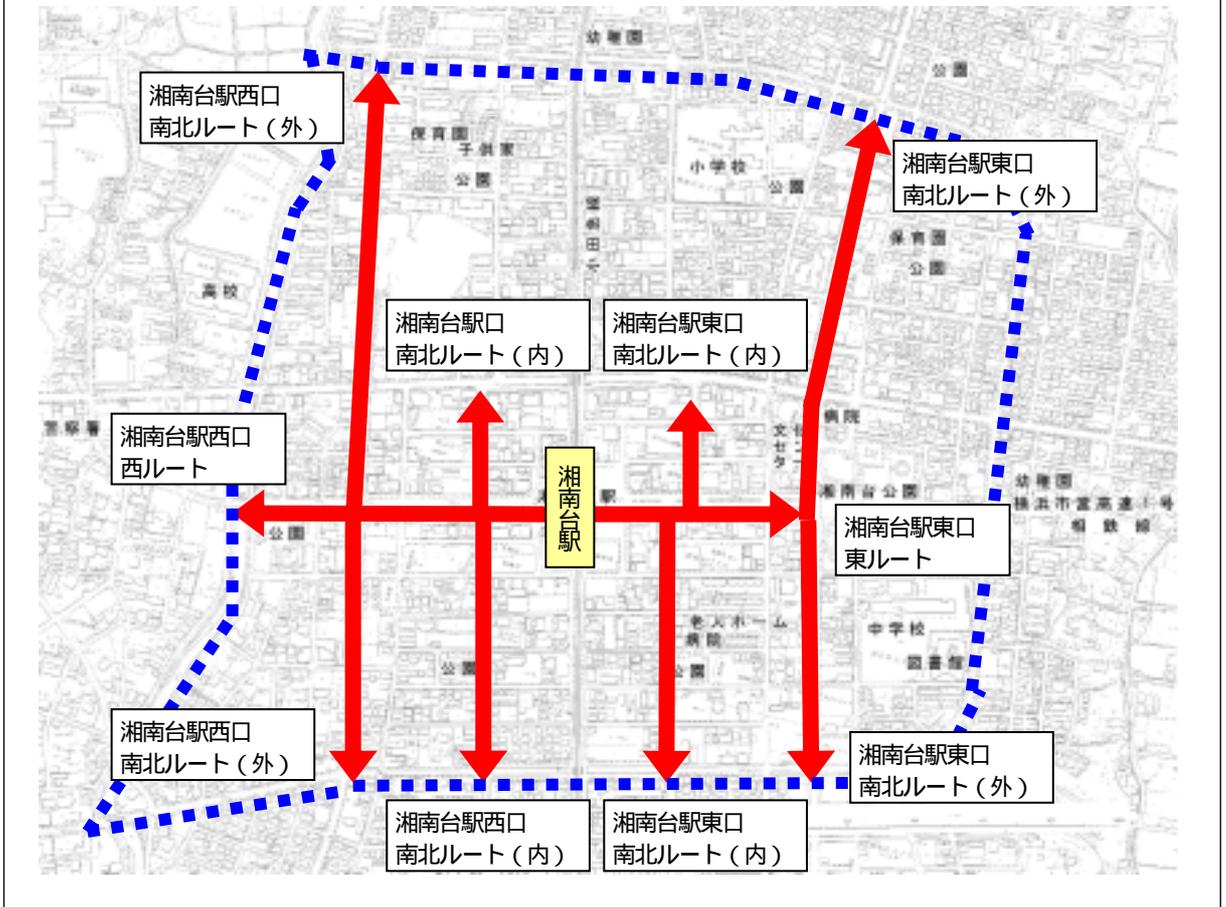


図 1.2 特定経路（湘南台駅周辺）

## 2. 整備方針

### 2.1 整備方針

前項で整理した与条件を基に、事業計画の策定に対する整備方針を「設計指針」及び「留意事項」に分けてとおりまとめた。

#### < 設計指針 >

経路の平坦化にあたっては、連続性に留意する。(スムーズ横断歩道の積極的な導入等)

広場と駅構内の接続部は連続的かつ一体的な移動経路を確保するとともに安全性に配慮する。(エレベータの設置、視覚障害者誘導用ブロックの連続性確保、一体的なサイン設置、階段の段鼻表示や手すりの改良等)

自転車と歩行者を可能な限り分離する。(自転車道の設置、カラー舗装等による通行の誘導等)

経路上の道路附属施設等の安全化を図る。(植栽柵の平坦化、グレーチングの細目化や移設、車止めや照明ポールへのラバー設置等)

地形上の制約などから、部分的に歩道縦断勾配や有効幅員の法基準確保が著しく困難な場合は、通行者に対してバリア情報の提供を行うとともに、補助的な安全対策を施す。(サイン、標識による予告や手すり、滑り止めの設置等)

視覚障害者誘導用ブロック敷設は連続させる。

適所に誘導鈴を設置する。

適所に一時的な休憩施設を配置する。(ベンチ等)

サイン設置については、個別対応せず計画に基づき設置する。

#### < 留意事項 >

経路上の有効な空間確保に向けて努力する。(放置自転車、電柱等)

関係機関と十分な協議を行い、他特定事業との一体的な施行に留意する。

(音響式信号機等、バス停止屋等)

必要に応じて、沿道の施設、建築物と経路の境界部のバリアフリーを図るため沿道建築物に対して協力を求める等調整を図る。(既存の建物や駐車場への進入部等)

サイン設置に関して、沿道の施設、建築物の協力を得るべく調整を図る。

(表示の協力、建柱場所の提供等)

### 3. 事業計画

整備方針及び路線別の整備概要に基づき、事業計画の策定を行った。次頁以降に道路特定事業計画総括表を示す。

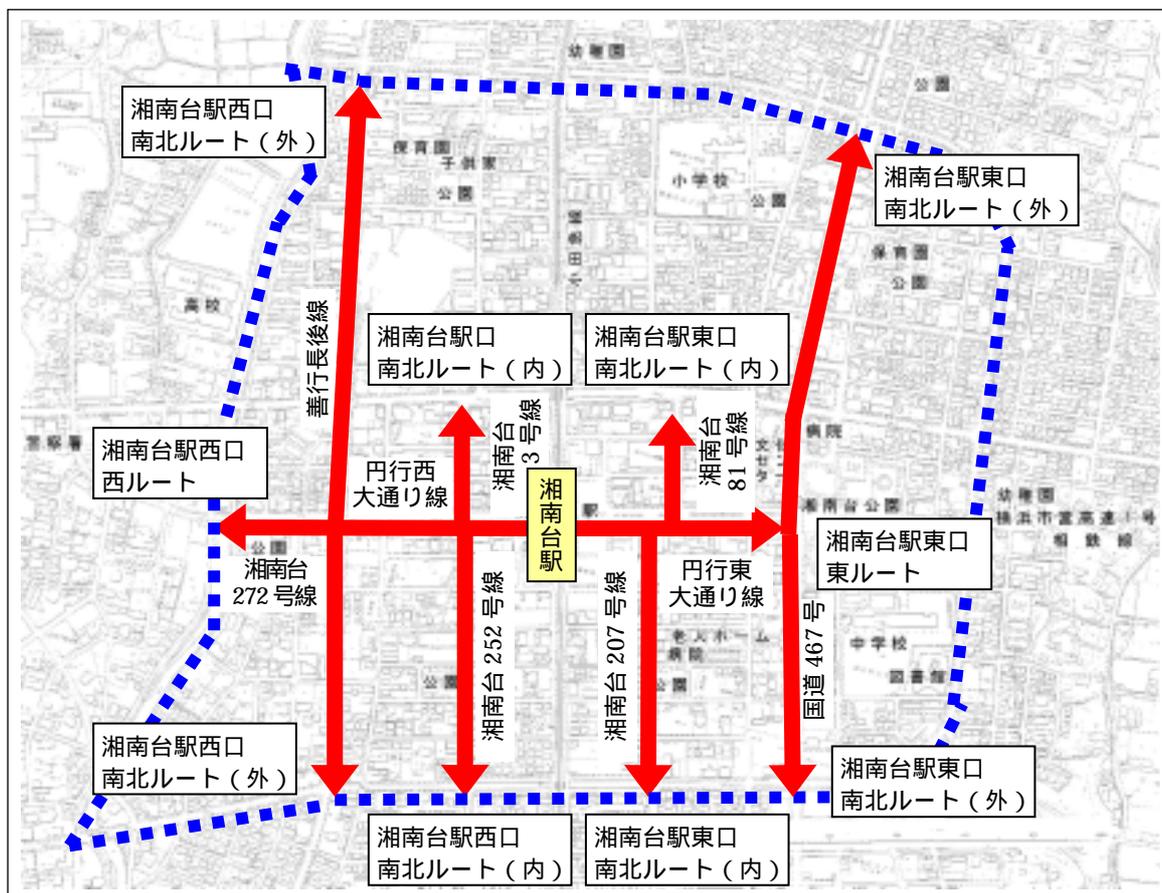


図 3.1 特定経路位置図（湘南台駅周辺地区）

表 3.1 道路特定事業計画総括表（湘南台駅周辺地区）

経路名称	道路名称（通称）	事業主体	起点 ～ 終点	経路延長	事業概況・配慮すべき重要事項	事業内容	事業時期（H15年度を初年度として H22年度完成を目指す）				
							1/4期	2/4期	3/4期	4/4期	
西 口	西ルート	円行西大通り線 湘南台 272 号線	藤沢市	湘南台 2 丁目 2 番 4 号先 ～ 湘南台 3 丁目 5 番 17 号先	380 m	バス停留所における歩道高さの調整及び視覚障害者に危険な車止めの部分的な改善を実施する。湘南台 272 号線は地形的に縦断勾配が急であるため安全対策 <sup>1</sup> を実施する。また、歩道を拡幅し植栽の再編を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩道の拡幅（両側）：150m</li> <li>交差点巻込みすりつけ部の改良：一式</li> <li>バス停留所の改良：一式</li> <li>視覚障害者誘導用ブロックの設置：一式</li> <li>街路樹の再整備：一式</li> <li>車止めの集約化：一式</li> </ul>				
	南北ルート（外）	善行長後線	藤沢市	湘南台 4 丁目 17 番 1 号先 ～ 湘南台 2 丁目 24 番 14 号先	1,030m	本路線は通過交通を受け持つ路線であり、将来的には相当の交通量が発生することが予想される。このため、歩行者保護のため、自転車交通の分離 <sup>2</sup> を行う必要がある。また、有効幅員確保や危険防止のため、街路樹の再編を含めた検討の必要がある。また、一部勾配が基準値を超える区間においては安全対策 <sup>1</sup> を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>自転車通行部の確保：一式</li> <li>交差点巻込みすりつけ部の改良：一式</li> <li>視覚障害者誘導用ブロックの設置：一式</li> <li>街路樹の再整備：一式</li> </ul>				
	南北ルート（内）	湘南台 3 号線 湘南台 252 号線	藤沢市	湘南台 2 丁目 1 番 1 号先 ～ 湘南台 2 丁目 28 番 30 号先	500m	湘南台 252 号線はコミュニティゾーン整備によりスムーズ横断歩道が実施されている。湘南台 3 号線については、歩道の拡幅とともに、交差点部の擦り付け勾配を改善する。道路勾配が基準値を超える区間においては安全対策 <sup>1</sup> を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩道の拡幅：150m</li> <li>交差点巻込みすりつけ部の改良：一式</li> <li>スムーズ横断歩道の設置：一式</li> <li>視覚障害者誘導用ブロックの設置：一式</li> </ul>				
東 口	東ルート	円行東大通り線	藤沢市	湘南台 1 丁目 4 番 2 号先 ～ 湘南台 1 丁目 8 番 1 号先	250m	ほぼ整備済であるが、歩道上で自転車と歩行者の通行の輻輳が見られるため、これを改善する。また、路上駐輪対策及び国道 467 号の横断について関係機関と調整し改善を図る必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>交差点巻込みすりつけ部の改良：一式</li> <li>自転車通行帯の明確化：一式</li> <li>車止めの集約化：一式</li> </ul>				
	南北ルート（外）	国道 467 号	神奈川県	湘南台 1 丁目 22 番 9 号先 ～ 湘南台 5 丁目 15 番 36 号先	950 m	南側区間については電線類の地中化やセミフラット歩道化などが整備済であるが、北側区間は歩道の平坦化を行う。また、バス停留所の歩道高さに留意する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩道面の平坦化：一式</li> <li>交差点巻込みすりつけ部の改良：一式</li> <li>視覚障害者誘導用ブロックの設置：一式</li> </ul>				
	南北ルート（内）	湘南台 81 号線 湘南台 207 号線	藤沢市	湘南台 1 丁目 1 番 21 号先 ～ 湘南台 1 丁目 23 番 23 号先	500 m	交差点巻込み部の平坦部確保を実施するが、地形や土地利用上、勾配基準値を超える部分においては安全対策 <sup>1</sup> による対応も検討する。また湘南台 81 号線は歩道拡幅を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩道の拡幅：150m</li> <li>交差点巻込みすりつけ部の改良：一式</li> <li>視覚障害者誘導用ブロックの設置：一式</li> </ul>				
地下自由通路及び駅前広場	湘南台駅東西 地下自由通路 円行西大通り線 円行東大通り線	藤沢市	-	-	地下自由通路は 3 駅の改札があるため、サークルベンチ等の設置や照明、サイン表示の向上により、地下自由通路の公共空間の機能向上を行う。また垂直移動施設の視覚障害者対応を充実させる。地上部においては、バス乗降部の歩道高さの調整を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>垂直移動施設乗降部への盲導鈴設置：4 箇所</li> <li>視覚障害者誘導用ブロックの改善：一式</li> <li>通路部分の照度の確保：一式</li> <li>休憩施設等の設置：4 箇所</li> <li>バス乗降部の改善：一式</li> </ul>					
湘南台駅周辺地区 計				3,610m							

：調査・協議      ：事業実施

1：一部歩道の縦断勾配は地形的に法基準の達成が困難であるが、標識すり等によりそれを補うものとする。

2：ここでいう自転車と歩行者の分離とは、構造的に通行帯を分離するもののほか、カラー舗装などでの視覚的分離を含む広義のものである。